

「成年後見制度の見直しの検討」に向けて 認知症の本人の立場からの期待と提案

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
代表理事 藤田 和子

- この20年近くの間、認知症に関する医療・介護・福祉、地域社会のあり方が大きく進展してきています。何よりも、認知症になってからも希望をもって生きている本人が全国各地で増え、認知症が進行しても意思表示や自己決定をし続ける挑戦をしている本人もいます。
- この動きをさらに進化・深化させていくために、令和6年1月から「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法）が施行され、全ての認知症の本人が基本的人権を有する個人として日常生活及び社会生活を営むことができることを、社会全体で本格的に目指す時代となりました。
- こうした現状をふまえて、成年後見制度のよりよい改善が図られることを期待して、認知症を実際に経験している本人の立場から、特に重要と考えられる以下5点を提案させていただきます。

1. 成年後見制度全体について、認知症に関する先入観やスティグマを払拭し、「新しい認知症観」に基づいて、認知症の本人が真に権利利益を守りながら、自分らしく暮らし続けるための制度となるよう、見直しを図っていただきたい。

- 本人の権利利益の保護は重要ですが、現行の成年後見制度では、支援者側の観点や医学的観点に重きがおかれているため、「保護」の名のもとに、本人の意向や自分らしい暮らしの継続が蔑ろにされ、本人が失望し生きる力を急速に落としてしまう残念なことが起きています。
- これまで長年に渡り成年後見制度を構築されてこられたことに最大限の敬意を表しつつ、より多様なライフスタイルを持った人たちが認知症になる今後を見据えて、今の段階だからこそ、「新しい認知症観」にたって、制度の見直しを進めていただくことを期待したいです。
全ての認知症の人が基本的人権を有する個人であり、認知症になってからも一人一人が個性と能力を発揮しながら、希望を持って自分らしく地域の中でともに暮らしていくことができる

2. 成年後見制度のすべての運用関係者が「新しい認知症観」を実感的に理解し、本人の状態に関わらず、本人の意向が十分に尊重され、本人が自分らしい暮らしを継続できる支援を継続的に図っていただきたい。

- 基本法では、認知症の知識のみではなく、「認知症の人の理解を深める」という非常に重要な点が明示されました。成年後見制度の運用関係者こそ、認知症の知識レベルの理解にとどまらず、新しい認知症観に根差して本人についての実感的理解を深めていってほしいです。

○そのためには、成年後見制度の運用関係者が、希望大使や各地域で自分らしく暮らしている本人たちと出会い、語り合い、学び合う機会を継続的につくってほしいです。

○そうした場として、認知症施策により全自治体で進められている認知症の本人ミーティングやピアサポート、本人の社会参加活動の場等があり、成年後見制度の運用関係者がそれらの場に出向いて本人たちの声を聴き、姿に触れ、語り合う機会をもっといただきたいです（地域で本人を支える関係者との連携協働の具体的きっかけになると思います）。

3. 認知症の発症前後の早い段階から、成年後見制度を自分ごととして学べる資材や地域でともに学び備えられる機会を創り、成年後見制度の利用を自分の意向で判断できる人たちを増やしてほしい。

○成年後見制度に関する普及・PR用の資材はありますが、法制度の仕組みや運用について、が主であり、本人（住民）からみると、自分らしい暮らしを続けられるために本当に役立つのか、どんなメリットやデメリットがあるのか、ピンとくる内容のものがみあたりません。認知症の本人にとってメリットとデメリットがわかりやすいものを、本人参画で創ってほしいです。

○成年後見の内容がある程度わかったとしても、そのための個別具体的な相談や利用を実際に後押ししてくれる信頼のおける人に出会えないと、利用に踏み出せません。身近な地域で、成年後見制度を気軽に学び合い、利用に具体的に備えていけるような機会を増やしてほしいです。

○診断を早期に受ける人や一人暮らしの認知症の人が急増しています。任意後見制度を自らの意思で利用開始・継続できれば、その後の法定後見の適切な利用も含めて、本人の意向に基づく、より効果的な利用につながっていくと思います。

4. 成年後見制度を利用している本人が、意向にそって自分らしく暮らし続けるために制度を利用できているか、本人とともに地域で話し合える機会をつくるとともに、異議がある場合には、本人及び本人を普段からよく知る人たち等による異議申し立てを真摯に受け止めて改善してもらえるしくみをつくってほしい。

○成年後見人制度の趣旨からみて、本人にとって必要な権利擁護である場面も、他方で結果として、本人の意思決定を阻害し、その権利侵害とも思えるようなことが起きています。

例：独居で暮らす認知症高齢者の生活上の安全を確保するために、ケアマネジャーが「後見人の了承を得たので、本人には説明をする必要はない」として、本人に何も告げず施設入所を進めている。なぜ、本人に説明しないのか、を尋ねると「説明しても本人にはわからないし、判断能力がない、そのために後見人がいる」とのこと。

→個々のケースについての判断は難しいですが、この場合、そのプロセスにおいて、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すことを踏まえた、適切・的確な利用であるのか疑問を感じます。「判断能力が不十分」ということについて、実態に即して、より丁寧な検討が必要と思います。

○成年後見制度に関わる関係者の多くは、法律や手続きに詳しくても新しい認知症観をもてていなかったり、利用する認知症の本人自身を理解しないまま、法定後見制度の利用や手続きを進めてしまう場合もみられていて、窮状を訴える本人や支援者も少なくありません。上記のような実例が、本人はもとより地域の人たちが成年後見制度の利用を躊躇する一因にもなっていると思います。

○成年後見制度を利用する場合のほとんどは、介護保険サービスや地域支援を受けている場合が多く、成年後見制度の導入時や利用後は、本人とともに成年後見制度関係者と福祉サービス等の関係者が、本人が本音を伝えられる環境のもとで、ともに話し合う機会を継続的に作り、制度の導入や利用継続が本人のためになっているか、ともに確認することを徹底していただきたいです。

○異議申し立てがしにくい、申し立てをしても受け入れてもらえない、という声も届いています。異議があった場合、現在の制度運用のルールを前提に仕方がないとされずに、本人や支援関係者が声をあげられ、それを真摯に受け止めて改善につなげてもらえる仕組みがあってほしいです。

5. 成年後見制度に関する討議等に、私たち認知症の本人自身が継続的に参画させていただきたい。

○今回、この会議で提案を述べさせていただく機会をいただけたことは、非常にありがたく、感謝申し上げます。

○今回は、限られた時間だったので、細かいことには触れきれておりません。

成年後見制度が、本来目指すものによりよくなっていくためには、より実質的・具体的なことについて、私たち本人の声を継続的に聴いていただきたいと、切に願っております。

○私たち認知症の本人は、書類を読み込み、理解し、言いたい意見や思いをまとめ、伝えることに時間がかかりますが、単発ではなく、今後も引き続き意見を述べる機会をいただけたら、全国の本人仲間の声を集めて、よりよい制度となるよう一生懸命力を尽くしてまいりたいと思います。

以 上